Title	嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(上):かねてポルトガル人の寧波居留地を論ずる
Sub Title	A research on the private traders along the Chekiang Coast during the Chiaching (16th Century) Period and on the history of captain Wan Chih: also on the Portuguese settlements in Ning-Po
Author	李, 献璋(Li, Hsien-Chang)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.1 (1961. 7) ,p.45- 82
JaLC DOI	
Abstract	The first part of this article investigates the private traders along the Chekiang coast and the Portuguese settlements in Ningp'o. 1. The private trader in Ningp'o and the arrival of the foreign merchants. Before Teng Lao escaped from prison and went down to the coast in the 5th year of Chiaching, Lu Huangszu was already in Shuang-yu-kang, therefore I presume that after the expulsion from Tamao, the portuguese went to Ningpo. Since the early private traders like Chin Tzu-lao and Li Kuangt'ou were Fukienese, those who guided the Portuguese to Ningp'o were probably also Fukienese. 2. The private trader in Shuang-yu-kang and the Hsu brothers. In the 19th year of Chiaching, Hsu Erh and others persueded the Fo Lang Chi (Portuguese) to come to Chekiang coast for trade. Here we make an account about the general condition of the trade and clear up the history of Hsu brothers beginning from their stay in Shuang-yu-kang till the arise of the disturbance. 3. The rage of the private traders and its origin. In the 24-25th year of Chiaching Hsu brothers became bankrupt and ran away from their former place and invaded Chekiang and Fukien, then from private traders they gradually became pirates. The historical sweep of Shuang-yu-kang. From Chu Wan's account of his military success we may trace the development and the consequence of his attack on the pirates' den in the 27th year of Chiaching. 5. The so-called Liampoo settlements as narrated by F. Mendes Pinto. In accord with the geographical and historical facts we review the account of Peregrenacao and we conclude that the settlement was Shuang-yu-kang and Liampoo city was Kuo-chu. 6. The situation of the Portuguese settlements. The account of Mendez Pinto concerning the housing, population, institution, organization and economic situation confirmed the account of Chu Wan. 7. The destruction of the Portuguese settlements. First we indicate how L. Pereyra was kidnapped by Chinese traders and how this fact conincided with Hsu brothers bankrupt; then we study the actual conditi
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(上)

――かねてポルトガル人の寧波居留地を論ずる

李

献

璋

の 險航海記などのヨーロッパ文獻とも照合し、その結果、當時の史實をほゞ明らめることができた。 決しがたいこと云ふまでもない。吾とは努めて根本史料を求め、 とき編纂物に賴ることが多かつた。これらは嚴密に見ると、自己矛盾や他記錄との齟齬があり、それだけでは問題を解 が り 多かるべきを恐れながらも敢て世の御批判を仰ぐ次第である。(註1) 嘉靖年間の寧波沿海における私商の問題は、ポルトガルの極東進出、日本の對明貿易、ひいては後の大倭冦時代に繋 アジア史上の重大な一齣である。 然るに私商の性質上、 直接資料が少いため、從來の研究は籌海圖編や明史のご 關係文獻を批判しつゝ利用し、 特にそれをピント なほ未熟にして過誤

寧波の私商と番夷の來市

寧波沿海に私商乃至海冦の發生した經緯について、南京中軍都督府萬表は海冦議に次のごとく述べてゐる。 寧波自來海上無冦。 每年止有漁船出近洋打漁樵柴。 並不敢過海通番者。 後有一二家、 止在廣東福建買賣。 陸往船

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(四五) 四五

潜泊關 而海上冦盜亦紛然矣。然、 賄求把關官以小船進貨。 各船各認所主。 或投託鄉宦說關。二十年來始漸有之。近來海禁漸 承攬貨物、 裝載而還。 各自買賣、 未甞爲群。 弛。 **貪利之徒勾引番** 紛

が、 すなはちもとは敢て番に通ずる者なく、 海冦議から二十年前と云へば嘉靖十年前後にならう。 海冦が出たのはこゝ二十年來のことだといふのである。 後に華南へ商に行つて海路から歸るとき、把關官を籠絡して荷を揚げるの 鄭舜功:日本一 萬表のいふ海冦とは、 鑑の窮河話海巻六海市の項によると、 群をなす冦盗を指すやうである は

とあつて、 浙海私商始自福建鄧獠。 私通交易。 浙海の私商は、 嘉靖五年に脱獄し番夷を誘ひ來つて双嶼で密貿易をした福建の鄧獠に始まると記してゐる。 初以罪囚按察司獄。 嘉靖丙戍、 逸獄下海。 誘引番夷私市浙海双嶼港。 投託合澳之人盧黃四

これは、同書卷六 時事を調べると、 流逋の項に見える同じ記事では「…丙戌越殺布政査約、流逋入海。」とある。 しかし、 福 州府志

〔嘉靖〕 適三司 故縣吏也。 九年侯官縣獄囚反。 晨候御史于南察院。 以殺人論死。 遂殺布i 車小二則郡劇盜也。 時正月二十九日也。 政査約・参議楊瑀 初、 二人私以兵器藏瓜中、 侯官縣令黎文會素酗酒 都指揮使王翶 遂率衆斬關而出。 經歷周煥。 (不治事)。 賊逸去、 守獄者得囚 殺侯官令、 頗追獲海濱 趨南門將逃干 金縱之。 有林

とし、 投託すべき盧黃四らがゐながら、 あつたかどうか、その關係は不明であるが、 ところと期せずして合致するので、 査約が殺されたのは嘉靖五年のことではなく、 浙海の私商を

鄧獠に始まると

云ふのがそもそも解しがたいので、

嘉靖五年云々のこと 萬表の云ふ冦盜の始りはこれを指すものと推測せられよう。 いづれにしても窮河話海の記事とは年代が齟齬するけれども、 劇盗車小二らの脱獄した嘉靖九年であつた。 鄧獠は車 これは海冦議の記す 小二の一 すでにその 味で

は盧黃四らを鄧に誤つたのではあるまいかと思はれる。

再び中國に向けて航行する者が現われた。そして關稅を支拂う時にはポルトガル人の知人に名義を借用し、 自駐札。 して出海し、 疏其事。」とある林富の上疏は、 人にはその謝禮をした。…」と廣東のことゝすべき事情を述べ、つゞけて次のごとく言つてゐる。 へ行かなかつたと考へる餘地はなからう。Gaspar de Cruz はその中國旅行記(Tractado de China)に「〔國禁を犯 な漳州へ濳泊駐札して私市をなしたとある。 明實錄の嘉靖八年十月の條に「初、佛郞機火者亞三等旣誅、…諸蕃舶皆潛泊漳州、私以爲市。自是提督兩廣侍郞林富 於是利歸於閩、而廣之市井蕭然矣。」と見えてゐる。それによると、ポルトガル人は廣東を驅逐されて後、み 罪を発れんがためにマラッカその他に留まつた〕中國人の中には、 天下郡國利病書 二十 に「有司自是將安南・滿刺加諸番舶盡行阻絕。皆往漳州海面私 しかし番舶にとつては、浙江の方がヨリよき條件を備へてゐるので、 ポルトガル人の庇護の下に、その船を ポルトガル 寧波

だけで、彼らはポルトガル人に食糧を賣つて儲けたので、ポルトガル人を歡迎するからである。この地において、ポル ルトガル人と航海してゐるこれらの中國人は、ポルトガル人と土地の商人との賣買を仲介したので莫大な利益を得た。 た。そしてポルトガル人に賣るために物貨を持つて來た土地の商人は、彼らを介してポルトガル人と取引をした。 トガル人と提携して來航した中國商人は、ポルトガル人の知人として、自分の利益のためにポルトガル人を厚く遇し めにポルトガル人を Liampoo に行くやう導きはじめた。この地方には、城市なく、たゞ貧民の大村落が沿岸にある 沿岸の小吏もこの商賣で巨利を收めた。 〔中略〕この海外に居留し、ポルトガル人と共に航行する連中は、Fernam de Andrede の不正行為の後、儲けるた 久しく朝廷及び地方大官の知るところとならなかつた。かくして、久しく Liampoo において密に取引 彼らは買賣並に物資携行を默認し、その兩方から多額の賄賂を受取つた。

(四七) 四七

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

が行は れた後、 ポルトガル人は大膽になり、Chincheo や Cantão 諸島に通商に赴くに至つた。

をし、 て「大麥坑與双嶼港兩山對峙。番賊蟠據、二十年來率難輕動。」とあり、蕩平巣穴の捷報に盧螳の呈稱として「及稱前 は嘉靖元年から間もないことであらう。 Tamão を追はれたポルトガル人が、先づ寧波へ誘引されたとするクルスの言は、信憑せられるべきものなので、それ 官吏の默認を得て表面化しなかつたからだと思はれる。さすれば、朱紈の瞭報海洋船隻事に副使沈瀚の呈報とし 蟠據双嶼二十餘年。」とあることゝ併せ考へて、嘉靖五年より遙か以前に遡れるのは充分推察せられよう。 彼らの行動が長く知られなかつたのは、浙江特有の島嶼に巢喰つて靜かに交易

海へポルトガル人を導いて來たのは、恐らく福建人ではあるまいかと想像せられる。(金子老は姓が金で、子はその音律を整 れるのは、双嶼港に巢喰つた初期の者は、 り得られよう。彼はその後、圖譜に「子老歸福建。二十一年後不復來。」とあつて、間もなく福建へ歸つたが、注意せら 九年四月に梟勇海上に雄たりし李光頭と合蘇し、それを羽翼としたのを見ても、相當古くから根を張つてゐたことが 港之冦、金子老倡之。李光頭以梟勇雄海上、子老引爲羽翼。」と說明してある。前述の浙海の私商の始りとすべき盧黃 ふ接尾詞、そして老は獠と同じく稱呼であるから、籌海圖編のやうにそれを「子老」と略するのは誤である。) ついで、籌海圖編卷之八冦跡分合始末圖譜に、双嶼港に屯してゐた金子老が「嘉靖十八年勾引西番人於双嶼交易。」 あるひは冦盗の鄧獠と、この双嶼港の冦を倡めたといふ金子老との關係はわかりかねるが、 この金子老がいつから双嶼に巢喰ひ、西番人との交易をして來たかは明らかでないが、右圖譜の末尾に「双嶼 鄧獠も金子老もまた李光頭も、 福建人ならざるはなかつたことであらう。浙 圖譜によれば、
 嘉靖十 知

てゐる大賊首である。彼は福建人で、朱紈の六報閩海捷音事に「的名李貴」と見え、 李光頭は、 朱紈の捷報擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事にすでに名前が見え、 六報閩海捷音事には擒獲せられた記事が出 籌海圖編卷之六の記事には

者李七」と註してあるので、本名を貴と云ひ、 綽號が光頭、 通稱 七と呼ば れたのであらう。 その 出自に つい ては、 寧波

府志岩二海防書に、 嘉靖前期の倭・夷の來市を記して

罪繫福建獄。逸入海… 光頭者福人李七。…皆以 と巢を結んだとし、浙江通志には王直と番倭を勾引したと云ふ。また籌海圖編では、浙江倭變記に同年許棟と倭を引い たとしながら、冦跡圖譜にはその四月金子老の羽翼に入つたとあるが、 の番倭は番夷の誤たるべく、 王直…等勾引番倭爲患。」と、 とある。 先づ李光頭らの逸獄下海について、 浙江通志卷十六經武志では、 福建繫囚李七 」とすつかり倭にしたのは誤を一步進めたものである。 ·許二等百餘人逸獄下海。 籌海圖編卷之五浙江倭變記にそれを杜撰にも「嘉靖十九年、 それを嘉靖十九年に繋げてゐる。 この記事を襲ひながら「嘉靖十九年、 福建の資料を調べて見ると、福州獄から逸したとありながら、 勾引番倭、 結巣於霩衢之双嶼。 勿論、倭の來市したのは二十四年以後になるので、 これらは根據ある記事と認められ 叙上のごとく、 福建繫囚李七・許二等…下海、 出沒爲患。 李光頭·許棟引倭聚双嶼港。 李光頭を寧波府志には許二 福州府志岩之三 ようか。 同徽歙奸民 兩志 時

事には 「嘉靖十九年賊冦連江。」 としか ない。 重纂福建通志光十七明外紀には

とい してゐて、上記諸記錄から逆に抄し取つた疑もあるので、 <u>ئ</u> --嘉靖十九年、 條が見えるが、 福州獄囚李光頭等逸入海。 脱獄規模の大きい 割には當時の責任官員の名が全く擧げられず、 寧波之双嶼。汪直…等皆附焉。… 光頭閩人。與歙人許棟亡命、踞 信憑性は少なからう。 前引籌海圖編卷之八の冦跡 却て入海後のことを詳しく記

李光頭以梟勇雄海上、 金子老引爲羽翼。 迨子老去、 光頭獨留。 而許棟· 王直輩則 相 繼 而 興者也。

圖譜に、

ある。 とあるによれば、 光頭が 金子老の 光頭が先きに興り、 羽翼となつたとき、 許棟・王直はそれに繼起したといふので、 すでに 「梟勇を以て海上に雄たり」しことからもさう推察せられる。 同じ年に下海したとは考へがたいので

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

四九 四 九

年四月に双嶼港が搗毀された際、朱紈:甓餘雜集卷二所收の捷報擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事といふ奏章によると、 港において取引し、その後もずつと巢喰つてゐた。窮河話海卷六海道に、嘉靖二十五年のことゝして「許二以…所欠番 人貨財不能抵償、遂與朱獠・李光頭等誘引番人冦ы閩浙地方矣。」とあつて、番人と冦切にも出かけてゐる。嘉靖二十七 寧波府志などの記事によると、李光頭は嘉靖十九年にポルトガル人が大擧來市したときには、許兄弟や王直らと双嶼 本月初五日、 又據把總指揮潘鼎・張四維擒獲双嶼港賊首李光頭船內接濟酒米賊徒徐鵬・徐錦。 幷在身番銀七錢、 空

あらう。

要餘雜集卷四所收の

六報閩海捷音事に、 御史朱公紈遣都指揮盧鏜・副使魏一恭等搗双嶼港巢、平之。賊首李光頭就擒。」 とし、彼の船内の酒米を接濟する賊徒を擒獲されてゐる。本人は難を逃れたので、籌海圖編卷之五に「二十七年四月都 とあるのは、右捷報を讀違つたもので

米袋七隻。

百十二名…。 嘉靖二十八年八月二十日……兵船發走馬溪。 次日…生擒… 賊首喇噠賊…封大總千戶等項名色李光頭的名李貴…共一

漳州に入つたらしいのである。この李光頭を擒斬したことは、後に朱紈彈劾の主要な例證になつたが、それによつても、 彼が平素いかに權勢と通じ、またいかに存在の大きかつたかが知り得られよう。 云々とあるやうに、彼は翌年八月漳州にて捕へられてゐる。 双嶼港蕩平の際に脱出したポルトガル船と一諸に南下し、

双嶼港における私商と許兄弟の活動

浙海の

私商史において

一時期を

劃したのは、 嘉靖十九年に許兄弟が大規模に勾引した佛朗機夷の來市である。

海卷六海市に前引例文につゞけて、

繼之許一松· **許二楠** 許三棟· 許四梓· 勾引佛朗機國夷人。 去後、乃占満刺加住牧。許兄弟遂於満刺加招其來。斯夷於正德間來市廣東、不恪海道。副使王鐵驅逐

絡繹浙海。亦市双嶼·大茅等港。自兹東南釁門始開矣。

録が、 とい ル船隊を誘引して來た許兄弟とは何者であるか、 南の釁門始めて開かれたり。」 海に絡繹し、 のである。 ふのがそれである。 づれも「嘉靖十九年」 いままで、 縣城の間 寧波の東南隅にあつた双嶼港にのみ來航して秘密に取引して行つたのが、 近にある大茅等港まで進出したので、 注文によると、 を起始の年代に持つて行くことからも理解せられよう。 と叫んだのは正しいと言ふべく、 このポルトガル人らは正徳間に廣東を驅逐されて、 次にそれをたどりつゝ嘉靖二十年代の狀態を明らめて見る。 世の視聽を聳動するのは當然である。 この事件の歴史的意味は、 しからば、 爾後の浙海私商 マラッカに住 俄かに大擧來航して浙 マラッ 鄭舜功が カの 牧してゐたも K 「玆より東 關 ポ する記 ル ŀ ガ

脱獄の年に遙と して疑問の多 志・浙江通志・籌海圖編では、 許兄弟は普通には徽州人とされてゐるが、 のは、 マラッカまで行つて大船隊を直ぐ誘引して來られるものでもなからう。 例へば、 許二らが嘉靖十九年に福建を脱獄して海へ下つたと書いてある。 以前から私商 の經驗を積んだ者でなければ急に船隊を誘引できるわけがなく、 廣東潮州の産である。 李光頭のことを述べる時にも觸れたやうに、 窮河話海卷六流逋の項に これが諸種の資料と對比 況して、 寧波府

機夷往來浙海 許四 則許梓。 其兄許二·許三先年下海通番、 贅於大冝· 満刺加。 自後、 許四與兄許 甞往通之。 嘉靖 庚子始誘 朗

と記してゐるが、 とあり、 許二・許三は嘉靖庚子以前より海へ下つて Patani, これが眞に近いと思はれる。 許兄弟のうち、 Malacca 先きに下海した許二と許三は、 に商賣し、 許 一・許四が 經 時々往つてそれ 験が多かつただけに活 と通じた

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(五一) 五

になる。籌海圖編の浙江倭變記では、寧波府志書と浙江通志経武に見える許二の記事を抄しながら、 では「許二住双嶼港、此海上最稱强者。」と記してゐる。それを見ると、許兄弟の代表は一體、許二か許 躍も目立つたが、 王世貞:弇州史料卷三湖廣按祭副使沈公(密)傳に、「舶客許棟・王直輩、 籌海圖編と日本一鑑とを對照すると、二人の事蹟が混線してゐるので、先づそれを解か 挾萬衆双嶼諸港。」とあるが、 棟 萬表:海寇議 ねばならぬ。 かが自ら問題

嘉靖〕十九年賊首李光頭·許棟引倭驟双嶼港爲巢。…許棟歙人許二也。皆以

許四梓」と、許二を許楠、 と本文ではそれを許棟に作り、註に「許棟ハ歙人許二ナリ」としてゐる。これは窮河話海に「許一松・許二楠・許三棟 ところが、同書は浙江倭變記の嘉靖二十七年の項に「六月賊首許棟就擒」として、 許三を許棟としてゐるのと齟齬するが、圖編は許棟をずつと許兄弟の代表として押通してゐ

官兵擒之。 六月二十日、 金鄉衞指揮吳川追攻于近山海洋。 賊船爲我師所迫、又遇暗嶕。舟覆。所遺纔二人、許棟與其弟社武也。

と書きながら、一方では

鯼以拒官兵。 先是、賊首許二流刼北茭羅浮。同知張魯・把總王麟・指揮閔溶・張文晃・千戸王灝・王鑾禦之。七月、 麟等率兵鏖戰。 自寅至午、擒斬八十有奇。 賊錯愕投水、死者千數。 餘乘潮遁去。 許二與倭合

海圖編にも自己矛盾を含むことは右によつて知り得られる。窮河話海卷六海市・ と七月に許二を撃退したことを書いてゐる。許棟就擒の記事は勿論根據のないことであるが、たゞ許棟を許二とした籌 嘉靖二十四五年には事故のためなくなつたが、許二はずつと活躍しつどけたので、 流逋の記事を綜合するに、 籌海圖編の記事は誤りであると 許一と許三

信じられる。

(なほ後節参照)

官府の默視できないことであつたが、窮河話海卷六流逋の條に許兄弟の双嶼における私通交易を述べて、 引者があつたことは想像にがたくない。それは平和的に交易が爲されても――初はさうであつた 錄はないけれど、 Cruz の記したごとく、寧波地方には喜んで物資を供給する貧しき村落が多いので、 主な者は、 話が横路へそれたが、資料によれば、嘉靖十九年ポルトガル船の絡繹と來市した當時、 勾引した許兄弟を除き、金子老・李光頭及び王直らの舶商が數へられる。双嶼港以外の港における具體的記 双嶼港において取引をなした ――國禁の侵犯として 沿海の各地に取

每與番夷赊出番貨、於寧紹人易貨抵償。濱海游民視以禁物、 頼捕獲之。於是、游民得志、乃駕小船沿海邀却。

傷人。被害之家乃以許一許二賺騙下海、鳴於海道。……

代つて沈愷が任ぜられたので、 壬寅〇二十 寧波知府曹誥以通番船招致海寇、 締官憲も手をつけられぬほど、上下とも通番私市に熱狂したことがそれによつて看取せられる。 : 今日也說通番、 とあるやうに、 私市に紛れて起る海盗、 明日也說通番、 記事の年代は十九年のことを誤つたものか、辭職後のことを書い 通得血流満地方止。」といる挿話を傳へてゐる。寧波の知府は嘉靖十九年には曹誥 或は交易の葛藤から來る殺戮が少くなかつた。窮河話海卷六海市の項に「嘉靖 故每廣捕接濟通番之人。鄞大夫甞爲之拯拔。」 と見え、また「知府 たものであらうが 曹語日 取

らう。 とが出來」るとしたのは誤解も甚だしいが、寧波が確かにポルトガル船の目指す通商地となつたことを示すものではあ といふ傳聞を書いてゐる。矢野仁一氏がこれをもつて「當時リャ 十度餘のLiampoの港へ入るべく中國へ向つたが、大暴風のため大陸から隔てられ、ジパングらしき島を見つけた Antonio Galvão の世界新舊發見史に、一五四二年、フレイタスがシヤムのドドラ町にゐた時、部下の三人が、北緯三 張時徹 重 建寧波知府鳳峯沈公祠碑に、 沈愷が張一厚の兵を用ひんとしたのを議阻して「海上之患、 ンポーに於てポルトガル植民地があつた一證とするこ 方以番船為

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(五四) 五四

甚。 述のやうに色々の問題を起し、 然其所欲、 不過與地方人負販貿易、 窓掠をはたらく者も出たので

海防官を困らした。

第河話海卷六海市の條に、 務違禁網物、取息幣耳。…」と云つてゐる。 しかし、彼らと私通する徒輩には前

捕之。 〔嘉靖〕癸卯二年鄧獠等寇掠閩海地方、 許一許二等敵殺得志、 乃與佛鄓機夷竟泊双嶼。 浙海寇盜亦發。 海道副使張一 厚、 因許一許二等通番致寇、 延害地方、 統兵

それが打負かされて、 とあつて、 所として來市した時は、 つたのはこの頃であらう。 のために「泊る」やうになつたといふ意味に解される。 鄧獠らが福建を掠め、 許兄弟は却てポルトガル商人と双嶼港に泊するに至つたのである。 取引が完了し、 浙江にも寇盗が發生したのを、張一厚は許兄弟らのせゐとして兵を出した。 (或は季節風が過ぎるとそこを離れたのが、嘉靖二十二年から腰を落着けて居留 許二が「双嶼港に住み、海上もつとも強者と稱す」るやうにな 「泊」とは、 從來密貿易の場 ところが

\times

籌海圖編 を記してある。 海縣志には、 双嶼港は、 卷之一の沿海山沙圖 並列した山の最後に「倶昌國東南海中」と注するやうに、それは霩衢の東南沖に浮ぶ一海島の港である。 寧波府志の彊域志卷六定海の項に双嶼山とも双嶼とも見えてゐる。それには説明がないが、 朱紈: 擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事に、 断十一には、 北から蝦崎山 海閘山・陸嶴山とならんだ、最も大きい陸嶴山の下に双嶼港 同 志を襲ふ定

沙の圖と朱紈の上奏文によると、双嶼港は陸嶴山の一港名としか考へられぬ。籌海圖編卷之五 とある。 五月十六日臣自霩衢所親渡大海、 「六洪山」 の陸嶴山に當ることは、その名がいまでは「六横島」になつてゐることからも知られるが、 入双嶼港。 登六洪山、 督同魏一 恭…等官…達觀形勢。 の定海沿海設備の條に、 沿海山

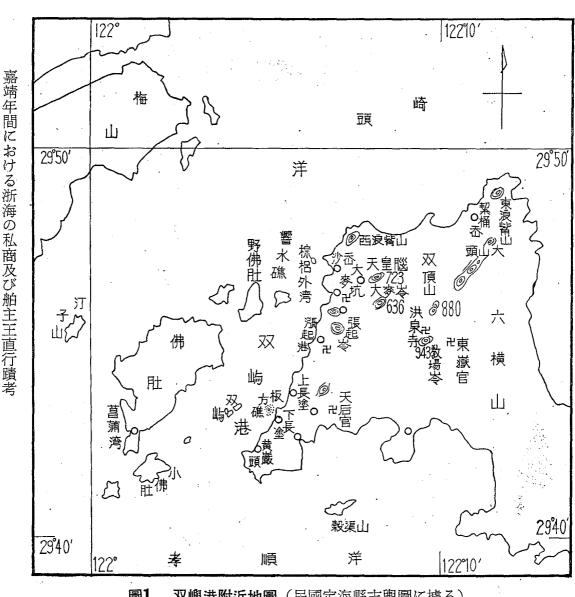


圖1. 双嶼港附近地圖 (民國定海縣志輿圖に據る) り、

Ł,

佛肚山の條に

「佛肚山介乎梅山

横之間、

遂分水道爲二支。東有小山日双

因名双嶼港。」

とあるのは曖昧であ

附された「舟山南面附近海島表」による

てゐる。

朱正元の撰する浙江沿海圖說に

との

間には梅山と佛渡山との二島が横は

南方から寧波へ入りこむ門口をなし

附波 見府

郭衢東至崎頭大洋、

南至双嶼港

港は鬱衢と相對し、

讀史方輿紀要

霩衢所、濱海對双嶼港。」とあるやうに、

倶約五十里。」と記す位置にある。

霏衢

るが、

双嶼の條には、

双嶼在佛肚山東二里又四分之一。

西になるので、それは冲に双嶼があつた と見える。 名腦參差島。 佛肚山の東と云へば六横島

0

(五五) 五五五 ところから双嶼港と稱された、

六横島の

東方の港灣であると考へてよからう。海島表に、

六横山。〔自舟山本島起計〕直距三十九里。長三十里、濶二十里。

六横島、地方廣博、禾田約居全島之半、平原沃野、村落相望。無異內地。

gicam(双嶼港)である。これは後に至つて、F. Mendez Pinto の記すポルトガル人の寧波居留地を考證するとぎ、 choten の水路志に「ポルトガル人が貿易を行ふのを常とした Liampo 諸島の… Syongicam とよばれ」た云々の Syon また詳しく述べるので、省略に從はう。 とある。この基礎の上に立つてこそ、私商や海盗もそこを根城にして活動できたと思はれる。Jan Huygen van Lins・

私商の猖獗とその原因

三年には停滯して來た。そこへ適。日本の貢使釋什壽光らが到着して買ひまくつたので、彼らの歸朝と共に王直が日本 行つたことは後に述べるつもりである。双嶼港の許兄弟は窮河話海卷六流逋の注によると、 叙上の浙海におけるポルトガル入貿易は、籌海圖編 卷之五 に「自甲申 三年 「歲凶、双嶼貨雍。」とあつて、嘉靖二十

出貨物、十無一償。番人歸怨。許二·許四無以爲解。 【海道】副使張一厚親自統兵捕之。敗績。自是番船竟泊双嶼。 未幾、 許一被獲、許三喪亡。許二・許四向與番人赊

境に落ちたのは事實で、窮河話海卷六海市に、 とある。 いつどこで許一が捕へられ、許三がどうして喪くなつたかは知らない。たゞ、これによつて許二らは非常な苦

歲丙午五年許二・許四因許一・許三事故、 所欠番人貨物無償。 却以姦黨於直隸·蘇松等處地方、 誘騙貨財到港。

陰嗾番人搶奪。 陽則寬慰被害之人、 許 償 貨 價。 故被害者、…借本者…乃隨許四往日本。 …至京泊津。 遭騙之人、 寖以

番人搶騙財貨之故告於島主。…乃以薪粒等物給許四、使送華人以歸。

市の項には を騙取し、許四に日本へ行かせた。しかし、同書流逋の項に「嘉靖丙午、許四市倭不利。 と記してゐる。すなはち許二らは許一と許三の事故による蹉跌を挽囘するため、 各地から商人をおびきよせてその 歸背双嶼。」とあり、 また同海 財貨

に屬するものと推測せられよう。 して後、彭亨まで出かけて翌年また大船隊を誘ふて來られる可能の少いことからも、 と思はれる。彼と合鯮した林剪は次に述べるごとく、 寇刧閩浙地方矣。」 とあり、許二も寇刼に出てゐる。これらは何年のことであるか明らかでない。 と見え、 二十五年に日本へ行つて、許二がその歸りを待ちきれず別行動を起したのは、同じ年に浙江へ戾らなかつたことを示す 窮河話海海市には、「許二以兄弟許一・許三喪亡、許四不歸、所欠番人貨財不能抵償、遂與朱獠・李光頭等誘引番人 【嘉靖丙午】許四自思初欠番夷貨物、又失番夷商賈。歸竟不敢向双嶼。却與沈門・林剪・許獠等合綜刼掠海隅民居。 日本の貿易が利あらずして負債を償へ得なかつたので、歸つても双嶼港にはよらずにそのま」切掠に出た。 許四の刼掠に出たのは次と同じ件 しかし、 許四が嘉靖

嘉靖二十六年の寇刼については、窮河話海卷六流逋の項に、

hang から誘引して來たもので、賊船は七十餘艘もあつたとしてゐる。この Pahang の賊もポルトガル人であらうと思 と見え、 明年丁未二年賊首林剪等誘引彭亨賊衆、 彭亨賊は同項許四擒致記事の注に 「林剪自彭亨國誘引賊衆、 來與賊首許二·許四合爲一綜、肆掠閩浙地方。 駕船七十餘艘至浙海。」 而謝文正公遷第宅遭其一空。 とあるのによると、

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(五七) 五七

はれる。

於家」とあり、 な衝動を與へるに足りた。 に突出してやると驚かしたため、 謝家事件は明實錄 當時はその仲子丕もすでに隱居してゐた時代であるが、 七月壬申の條嘉靖二十八年 窮河話海卷六流逋の項につゞけて、 その第宅を翅殺されたことである。 にも見えるやうに、 夷商・番客の主つた餘姚謝氏が、貨價を償還できなかつた上に、官 勿論、 謝家の名望からして、それだけでも社會に 明史列傳によれば、 謝遷は 「【嘉靖】十年卒 · 相當

往贖之。 備倭把總指揮白濬・千戸周聚・巡檢楊英、 賊得此利、 故每擄邊富民以索重贖。 地方多事。 出哨昌國海上。 却被許二·朱獠擄去。 指揮吳璋乃以總旗王審齎千二百金

結果したこと云ふまでもないが、 次にそれをもう少し述べよう。 を擄にしては贖身金をせしめたので騒然としたのである。 とある。備倭把總らが昌國海上に出哨して許二らの虜となり、 そこに至る事情はこれひとつではなく、夷商・番客をさうさせた事情も複雑である。 か」る不法行爲は官憲の決意を促し、 贖身金を出したのに味を占め、 許二らは常に邊海の富豪 やがて双嶼港の掃蕩を

X

る所は地方人と負販貿易して…息幣を取るのみ。」 り、それを默許せしめるため官吏に贈賄をしたことは、 ある性質上、 流逋が夷商を勾引して來るとき、 弱點を持つてゐた上に、 はじめは萬事都合よく運んで、張時徹の鳳峯沈公祠碑に引くやうに、寧波知府沈誥をして「その欲す 陸地にも近寄れる夷人が番客の手を借りて行はねばならぬために、 夷商の航行などを援助し、 と認められたのである。しかし、 前に引いた Cruz の記錄によつて推察せられる。 陸上から必需物資を手に入れ、 私商の取引は本來違禁の密貿易で 賣買に仲介とな クル 殆ど紛爭を避 スのつゞ

けがたい運命にあつた。

て云ふまでもなからう。 のである。 交換をして決濟にあてたのを、 夷人にとつては當然のことであらう。 式が取られたらしい。 仲介者に貸渡し、 人易貨抵償。 先づ勾引者の仲介辦法は、 被害者はこれを許一らの賺騙したものとして海道に鳴らしたので、 濱海游民視以禁物、 仲介者はそれを本陸へ持つて行つて賣りさばき、代りに中國貨を買つて來て決濟に當てる、 寧波はタマンと違つて、番夷の來市が正式に認められなかつたので、言語が通せず人相の目立つ 窮河話海に見える許二の關係記事を綜合すると、 游民がその違禁物なるのを看取つてよく捕獲したため人を殺傷するやうになつたとい 輙捕獲之。…致殺傷人。」 と見えてゐる。 ところが、窮河話海卷六流逋に許二の私市を述べて「每與番夷賖出番貨、 許二が常に番貨を除り出し、 副使張一厚が兵を動かしたことは繰返 概ね停泊する島嶼において積荷の番貨を 寧紹人と物 といふ方 於寧紹 Z

進せしめられる場合の多いことは注意せられよう。 らしくて、それでも償へなかつたので、彼らは漸く扨掠に出るやうになつたが、私商の寇盜化が不意な缺損によつて促 貨物を償へなかつた事件が記されてゐる。 許二・許四向與番人賖出貨物十無一償。 嘉靖二十二年張一厚の兵を斥けた後にも右と似た問題があつた。窮河話海卷六流逋の註に「未幾許一被獲、許三喪亡。 陰嗾番人搶奪。 陽則寬慰誘來之人。 番人歸怨、 認還貨價。 許二許四は窮餘の一策として、「計令夥伴於直隷等處地方、 許二·許四無以爲解。」 久無所償、…。」 といふ苦肉の計を弄した。 とあり、 許一許三の事故で番人から赊りた 相當な金額であった 誘人置貨往市 双

湖廣按察副使沈公傳に 不安定な番商に赊してする方式より一歩進んだ取引辦法は、 「許二·王直輩、 挾萬衆双嶼諸港。 地方縉紳利互市、 有力な通番商家に寄託することである。 陰通之。」と見える地方の勢家が多い。 それは弇山史料

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(五九) 五九

拯拔。」 が番貨を寄託することは、 に 丁數百人…內外合併殺之。盡奪其財。 例へば、 「 如 略無假借…如巨滑柴德美亦逃之福建至不敢歸。」 把總因與柴德美交厚、 とある。 日本一 鑑卷六海市にも「嘉靖壬寅、 甚だしきは、 同時に保護を受ける便利もあつたと思はれる。 而往來五峰素熟。」 海寇議に王直の陳思盼を掩殺した經緯を述べて、「〔直〕乃潜約慈谿積年通番柴德美、 德美所得亦以萬計。」とある積年通番柴德美のごとき者である。 寧波知府曹誥、 と官憲・ といふやうになつたが、 私商の兩方と連繫を保ち、 以通番船招致海寇、 平素は勢力を張つて番に通じてゐた。 故每廣捕接濟通 「先年夷齊沈公爲海道、 番之人、 因に、 鄞大夫嘗爲之 彼は海寇議 虚心訪 夷人 發家 究

しかし、 通番商家に寄託するものにも事故が起ることは、 嘉靖二十六年謝家が扨殺された事件によつても わかる。 明

賞錄 岩州壬申の條 に、

其男女數人大掠而去。 諸奸索之急、謝氏度負多不能償、 按:海上之事初起於內地奸商。 縣官倉惶申聞上司云:倭賊入寇。 則以言恕之曰:吾將首汝於官。 汪直・徐海等常闌出中國 財物與番客市易。 諸奸旣恨且懼。 皆主於餘姚謝氏。 爲糾合徒黨番客、夜刦謝氏大居。 久之、謝氏頗抑勒其 値。 殺

が たといふ。 であらう。 とある。 あつたことはこれによつて知り得られる。 明實錄の記事は、 「主」とは寄託の意である。 内容は番商が市易を餘姚の謝氏に主つたが、 双嶼港蕩平の後に書かれたので王直のことにされたが、 窮すれば武力に訴へて爭はねばならなかつたのは、 謝氏はその値を抑勒し、 償 核心は へないと威嚇をしたので、 「番商」 私商にも止むを得ざる事情 とあるに注意すべき

直 接交易をしたのは想像にがたくない。 夷商も時日が經ち、 貿易經驗をつむにつれて諸種の事情に明るくなり、 盧螳が双嶼港を搗 V たとき、 ポ ル 仲間に中國語のできる者も出て來て、 } ガ ル人の手下三人の黑鬼番を擒捕し たが 次第に

朱紈:議處夷賊以明典刑以消禍患事といふ奏文に 「據上虞知縣陳大賓申吵黑鬼番三名口詞」として、

兩買緞子・綿布・ 南船載夠一 內開 一名嘛哩丁牛、 石 送入番船。 綿紬。 年三十歲。 後將伊男留在番船、 說有綿布·綿紬 咖呋哩人。 湖絲、 騙去銀一十八兩。又有不知名寧波客人、哄稱有湖絲、 被佛郎機番目幼買來。 騙去銀三百兩。坐等不來。 同口稱……今失記的日、 又寧波客人林老魁、 在双嶼被不知客人撑小 先與番人將銀二百 十擔欲賣與番人、

騙去銀七百兩。六擔欲賣與日本人、騙去銀三百兩。

語。 するに、 これしか報告されなかつたのは、彼らの罪と直接關聯することゝして自己辨解に强調したからであると思はれるが、 重ね重ね騙取された事實が細かく記してある。 とあり、 夷商 ・番客の寇刧 中國語ができたからこそ直接交易をして騙されたのであらう。黑鬼番の口詞が履歴に關するのを除い 騒亂にはかうい ふ原因もあつたことを見逃がせないのである。 また「至於所獲黑鬼番、 其面如漆。 見者爲之驚怖。 往々能爲中國 要

劃期的な双嶼港の蕩平

代金をせしめたら尚更放置できなくなるのは當然であらう。 彼らは生活を維持する必要上、 ざるを得なかつた。 おびき寄せてそれを騙取したが、番夷に怨まれ、寧波人民に信用を失つては、 ポ ルト 上述の經過を概括すると、 ガ ル 人資料に見えるやうに、 許兄弟の事件で通番の私商と番夷との關係も、 双嶼港の許兄弟は番夷に對する負債を償還できずに逃げ出した。その番夷は、 寇掠に出る外はなかつたとも云へよう。 當時、 夷人や私商の外、 私商と地方人民との關係も全く崩壞したのである。 殊に、 交易を行ふ方法はないので、 影響の大きい富民を當習的に虜にして身 稽天の口 一方、 詞 許二らは方々から貨物を とも 「至今船船俱各帶 彼も出掠せ 後で觸れる

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

月の條に「癸卯巡按御史楊九澤言」として 裝せる倭船が續々來市したことは、 有本國之人前來販番。」 とあり、 しかも稽天の船のやうに「番銃等項利械」を載せたのも多かつたであらう。 特に政府を緊張せしめたことゝ思はれる。こゝにおいて、明實錄の嘉靖二十六年六 からる武

と見え、浙江と福建を兼轄する官吏の設置が建議された。これは「上曰:浙江天下首省、又當倭夷入貢之路。 福興建寧漳泉等處海道。」となつた。 撫兼轄福建…等處提督軍務。著爲例。」 終難畫一。往歲…特令重臣巡視、 浙江•寧紹•臺溫: 連延福建…諸郡、時有倭患。 數年安堵。…臣謂…亟宜復設、然須轄福建浙江兼制廣東、…庶威令易行、事權歸 と裁可され、七月丁巳の條には 沿海雖設衞所城池。…但海寇出沒無常。 「改巡撫南贛汀漳都御史朱紈巡撫浙江兼管福 兩省官僚不相統攝、 如 制禦之法 人議設巡 建

以靖海道事に「節據委官福建…都指揮僉事盧鏜呈稱。」 として次のごとく詳記してゐる。 朱紈は翌二十七年匆と、 都指揮盧鑓をして双嶼への攻撃港をなさしめたが、その經過は朱紈:捷報擒斬元凶蕩平巢穴

瓜探前項賊船下落。 因。依奉統督委官指揮張漢…管領福州府福淸兵船三十隻、漳州府龍溪縣報効義勇唐弘臣…等、 蒼山船戸林望・戴景等、 道副使沈瀚等因。 四 三月初一 案照嘉靖二十七年二月初一日、 月初二日至爵谿所、 日未時、 …本月初三日前至溫州府港及盤石衞、給領行粮兵火器械。 …爲搗穴焚巢等計、 又奉都御史朱紈案開:海中双嶼等島賊船、 松門等…船共三十隻、剳委把總指揮俞亨管領隨綜、 瞭見伍罩山有大賊船一隻。… 奉 欽差…都御史朱紈案驗、 緩急相機行事、 追至九山大洋、 務期萬全等因。依奉於本月十五日齊至海門衞港內灣泊。 仰職統督見調福淸兵船速趨溫寧地方、 負固蟠結。仰督…兵船…俱到溫州。…會同浙江巡視 生擒日本倭夷稽天・新四郎二名。 於本月十三日又奉都御史朱紈案仰、 與福建兵船俱於本月二十六日督發…。 於本月十八日督發…。 聽候軍門進止等 …本月初五 多方 選撥 海

間、 策應。 時月落天昏、 番一、名嘛哩丁牛。 職家丁盧宗舜…與潘鼎・劉隆等兵船、 隻。銅佛狼機一架…、鐵佛狼機一架……。隨有潘鼎•劉隆等兵船各獲叭喇唬兵船各一隻。斬獲賊封姚大總首級一夥。本 船二十七隻、俱各焚燒盡絕。 …分撥…蒼山等船、追至海閘門糊泥頭外洋及橫大洋二處、…打破大賊船二隻沈水、 日又據把總指揮潘鼎…擒獲…賊徒徐鵬•徐錦。…隨該接管… 本職一面督委定海衞縣千戸王守元・典史張賢帶兵入港搜邏。 本月初六日本職督兵俱至双嶼賊巢。 賊船三隻脫駕外洋去。…次日四散、 喇噠許六・賊封直庫一名陳四・千戶一名楊文輝・香公一名李陸・押綱 止留閣塢未完大船、一隻長十丈…、 併力生擒哈眉須國黑番一、名法理須・満咖喇國黑番一、名沙哩・馬喇咖國 賊…任挑戰不出。 搜邏無蹤。 海道副使魏一恭、…都指揮僉事朱恩至、 次日寅時、 一隻長七丈…。 將双嶼賊建天妃宮十餘間、 双嶼賊船突駕出港。 一面親督指揮張四維:義勇葉光等、 賊徒死者不計其數。 名蘇鵬• 寮屋二十餘間、 指揮張漢…等兵船追: 各督兵船…前 賊夥四…。 …得草撇船 遺棄大小 極黑 彼 來

十七隻の船を燒拂つて一應そこの巢穴を掃蕩したのである。 四月初旬、 周密なる計劃を以て双嶼に攻入り、 賊黨の建てた天妃宮十餘間と寮屋二十數間、 及び遺棄せられた大小二

ま 掃蕩戰において捕へた賊を見ると、朱紈:議處夷賊以明典刑以消禍患事に引く嘛哩丁牛の口詞に、 番商 に騙さ

れた例を擧げたのち、

十人であつたといふのは疑ひなからう。提報擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事に擧げられた捕獲賊名を示すと、 とある。これは捕獲された者の中に彼らを騙した者が爾と入つてゐることらしいが、要するに双嶼で捕まつたのが六七 今在双嶼被獲六七十人。內有漳州一人、南京一人、寧波三人、及漳州一人斬首、 一人溺水身死、其餘遯散等語。

[四月八日] 囘至霩衢所、 審據賊犯陳四等。 報獲賊犯張八・祝八瞎・陳仁三・曹保・陳十一即周十一、解送副使魏

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(六三) 六三

恭處收審。

とあり、また、

又據魏一恭呈稱:賊首許六等、 報獲積年「通番」造意分贓大窩主倪良貴・奚通世・劉奇・ 十四·顧良玉、

襲十五等。

(寧波府) 推官張德熹、 報獲通番蔣虎・余通世・章養陸・ 蔣十一・陳天貴・王萬里・王延玉・ 王順夫・邵湖責、 與許

六・陳四面認眞的。

獲された賊首の「賊封」といふ肩書を見ても、 直庫陳四と千戸の楊文輝、及び積年通番造意分贓の大窩主倪良貴ら五名、通賊分贓の番徒龔十五などが擧げられる。 とある。 主な捕獲者は、 前引蕩平巢穴の部分に斬獲と見える「賊封姚大總」を除いて、 双嶼港の巢窩には秩序だつた組織のあつたことがわかるが、いま省略する。) 賊首とされたラータ許六・賊封

れた。 海捷音事に、 る。それのみでなく右捷報にも、 しかし、双嶼港の賊首であつた許二をはじめ、李光頭や王直のごとき大物は取逃がし、 朱紈の捷報に標された題目からほど遠く、 柯喬らの呈報に據つて「佛狼機夷船先次衝泊擔嶼、 海窓議のいはゆる「除一許二、增一五峰」の結果をもたらしたのであ 皆浙海双嶼驅逐南下。」 と記してあるやうに逸し去ら ポルトガル船も朱紈:六報閩

止むを得ず、五月末日木石を塡めて港を塞いたが、双嶼港はかくて終を告げるに至つた。 とあつて、 六日、 四月初七日…行盧螳・魏一恭相機進勦・就於双嶼分兵屯據、…一聞九山之捷、 平時以海爲家之徒邪議鑑起。…五月十 臣…入双嶼港登陸洪山…達觀形勢。 双嶼に兵を駐屯せしめることさへ、平素、 …惟立營之說衆以爲非。 海上に生活する輩の猛烈な反對に遭つて果されなかつた。 …姑從衆議、 行令動支錢糧、 聚椿採石填塞双港。 朱紈は

要文獻につき論題に必要な考察を試みよう。(註2) たやうである。吾人は固り西洋の文獻に疏い者であるが、いままで究明した結果を基にして、ピントーその他二三の重 研究があるが、 たものは少いので、それをポルトガル人の自身の記錄に求めねばならぬ。これについては古くから西洋の學者に多くの 大擧來市し、双嶼に居留して東西の貿易に活躍した。たゞ、中國文獻では海上島嶼における彼らの居留地の内情に觸れ 以上のやうに、中國文獻によると、ポルトガル人は嘉靖五年以前には浙海に現はれ、同十九年には双嶼・大茅等港へ 漢籍の記錄を充分に利用することができなかつたため、片方の資料ではいくらも史實を究明し得なかつ

ピントーの所謂リャンポー部落

が Liampo へ到着したときの狀況を次のごとく記してゐる。 先づ Fernand Mendez Pinto の冒險航海記 (Peregrenação) 第六十六章に、一五四二年五月 Antonio de Faria

議員 から任命せられたる當リャンポー市の民事及び司法の公證人」と記した。そして非常な確信と自負とを持つていたの の地が恰かもサンタレンとリスボアの間にでもあるかのように、 なつた地から三レグア距つていた。「交易を行なつた」そこは、ポルトガル人が地上に千戸以上を造つた部落で、村會 …それより六日にして Liampo の門口に到着した。それは二つの島から成り、當時ポルトガル人が物資の交易を行 (複數)・一人の村長・裁判官(複數)、その他司法職六七人・行政官吏(複數)によつて治められる。 作成する公文書の末尾に「予某はわが主君たる國王 公證人はそ

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(六五) 六五

く中國人に破毁倒壞せられて眼に觸れる何物もなくなつた。……而して中國の事は災難や不幸が多いので、このポ 三四千クルザードの出費を要した家々がすでに存していた。それらの家は、後にわが罪障のために、 ルでは非常な好奇心を以て取扱はれ、 またある誤れる者は想像を逞うしている。 - 城帆刈正太氏譯 大小とも悉

右についで、第六十七章では、

地の六七の教會の本山たる聖母淨配 遣はしたが、兩名は午后出發して夜半の二時過ぎにリャンポー部落に到着した。部落ではその消息を知つて驚嘆し、同 の連判狀を以てファリヤに答へ、ジェロニモ・ド・レーゴの指揮の下にランテア船二艘に食糧を積んで贈つた。 安穩を害するならば、Pullo Hinhor 島に赴くことになつてゐたのである。ファリヤは同地の高官あて書翰を持たせて を通告し、並びに情報と助言を得るため、先きに上陸する許可を求めた。 もし彼らの Nonday での行為が部落の人の とある。 峡が通つている。その深さは二十乃至二十五尋あつて、 ている。 れらの小川は、或は手入せられ、或は野生のまゝの杉・樫・赤松・黑松の密林の間を縫つて山獄の頂上より流れ下つ 土地の人々やその沿岸を航海する者が、 同章ではつゞけて、ある水曜日の朝、 多數の船舶は、この樹林から帆架・檣・床板その他の用材を無料で供給せられた。 の教會の鐘により、住民が集合して愛と感謝の聲明を出した。 リャンポーの門口と稱するこの二つの島の間に、銃二射程にあまる幅の海 島に碇泊した時、メン・タボルダとアントニオ・エンリケスは部落に來航 所々に良好な碇泊所たる入江と淡水の清冽な小川がある。そ - 故帆刈正太氏譯 また参事會

地から七レグア離れた「リャンポーの街市」より、金錢を以てもたらされた美小女六名が樂器を奏しながら歌曲を唱つ

落の港に入ると、船二十六、ジャンク八十と無數のバンカンや艀船が二列に並んで歡迎した。接待のランテア船には、同

ファリヤらがリャンポーの門口に六日間停泊した後、

ある日曜日の早朝二時出帆し、夜明け頃に

第六十八章では、

居が演ぜられた。 十四日、月曜 宴會を催された。 いふ有名な海賊の意見によつで、Calempluy 島へ行くことになつた。第七十一章によれば、 席には市より伴つて來た美女が舞ふやうに接待に走りまはり、 のポルトガル人部下全員を從へて來訪し、ファリヤを、中國人の發明による精巧な噴水を備へた大廣場に導き、 法式によらず、 欵待を受けた。 行せる海賊を怖れ、 てゐた。 彼は各種樂器の大音響に加へて、中國・マライオ・シャンパ・シ H 教會においてミサを修了するまでの經過。また第七十章では、 第六十九章は、悉く大音響のシナ式音響を以てする喇叭・チャルメラ…や大鼓などの合奏を伴ふ顯官の かくて、游樂に明け暮れた五ケ月の後、ファリヤが捕縛して間もなく和解した Similau (沈老?) と 食卓前の棚には、優良陶器や、 同地よりカレンプルイ島に向け出發した。」とある。 ポルトガル人の庇護の下に滯在せる諸國民の大合奏の裡に埠頭に到着し、 中國商人が官家に借りリャンポーより將來せる金製水注瓶があり、 乾杯には奏樂、宴會中は中國式あるひはポルトガル式芝 ャム・ボルネオ・レキウスなどの、 部落の市政機關の主腦四人が、一千餘名 彼らは「一五四二年五月 上陸して高官らの非常 近海に横 豪華な 酒

あらう。この年代は彼の以後の行動に照してほゞ正しいので特に重要であるが、一五四二年すなはち嘉靖二十一年にポ それを物語化したりする傾向がある。それで從來、いろいろ疑はれてゐるが、先學のごとく、根據もなく疑ひ、また疑 ひながら恣意に引用する曖昧な態度は取るに足りなからう。 1その中から真實を探出して利用すべきである。上引のピントー記事を讀んで何よりも目につくのは、 ンポー部落を訪ねた年代が一五四二年、部落附近の島がリャンポーの門口と稱される所にあつたと明記してゐることで ピントーの記述には、 ガル人を主とする番夷が巢くつたのは、 例へば、ファリヤが部落へ入つて王子のごとく待遇された情景のやうに、誇張して描寫したり、 すでに考説した漢籍文獻に一致してゐる双嶼港である。 われわれは書物の性質を念頭に置いて、 實證的に比判しつ ファリヤのリャ

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(六七) 六七

の門口から三レグア距てゝゐたといふので、その停泊地は恐らく佛肚山に擬せられよう。 とつて正に門口と呼ぶに適當な所である。 がある。 纂した水路志に カンも双嶼港であるのは云ふまでもない。 この諸島は Syongicam と呼ばれ、そして陸地リャンポーは海岸に沿い高地つゞきである。」といふシ 「Chaposy より岸沿いに十八レグアで、ポルトガル人が貿易を行うを常としていたりヤンポ ポルトガル人部落はピントーによれば、ファリャが最初停泊したリャンポー 佛肚山の兩側を流れる兩水道は、 廣東福建の方から寧波地方へ來航する者に ・の諸 オンジ

配を許すことは到底信ずるに由のないものである。それを旁證する如何なる記錄もないのは當然で、 穏を害するならば他所へ行くといふことが成りたたなくならう。 落を鎭海だとすれば、 雇 神父が鎭海にポルト 城所在地に番夷の居留地を置かせるはずはなく、况して千戸以上もの獨立の部落が造られ、 も肝腎な双嶼港を素通りした理由が不可解であり、 つかないために、それを寧波府城を通つて流れる甬江河口の鎮海に擬するに至つた學者は多いやうである。 つて來たといふことが問題になる。 IJ ポー 部落を双嶼港に擬すると、 ガル人の城につける紋章を見たと云つてゐるのは、 ファリヤの停泊地は金塘又は冊子山か太平山になり、 從來、 ファリヤを接待すべき歌姫を、そこから七レグア離れたリャンポー 部落を双嶼港と感づきながら、 リャンポー諸島の心臓部まで深く入りながら、もしも部落の人の安 第二に、 一顧にも値ひしない錯誤であらう。 府城に近い、 このリャンポーの街市につき十分の説明 解釋がしがたい。第一に、 鎭海のごとき本陸の要衝たる縣 彼らに行政司法の一 R. P. Montalto それでは當時最 しかし、 ر ص 街市より 切の支 部

寧波府城のことゝ解した。

「リャンポーの街市」

は何處に擬すべきであらうか。

妓女は鎭海においても簡單に得られるはずで、わざ!一府城から雇つて來る理由はあるまいと思ふ。

われわれは

しかし、彼らは府城と鎭海との間は七レグアでなく、三レグアしかないのを考へなかつた。

ポルトガル人の居留地を鎮海とした者は、

殆どそれを

リンスホー 居留地を双嶼港と認めてゐるが、結論を下す前に當時ポルトガル人らの使つた「リャンポー」 多分ポルトガル人を双嶼港へ誘引した福建人の發音によつたものと思はれる。 ことも多い。 の本陸をリャ ことはすでに述べた。浙江の沿海には島嶼が散在し、 テンの水路志に、 リャンポーは勿論「寧波」のことで、現地音 Neng-po、 ンポーと概稱 į 双嶼港などのリャ 海上の島嶼をリャ ンポー諸島に對して、 ンポー諸島と呼んだが、 それが密貿易者のよい隱れ場となつた。 陸地リャ 福建音 Lieng-p'o、 陸地と島嶼とを含めてリャ ンポーは沿岸の 廣州音 ポルトガル人はその沿岸 の意味を顧みて置から。 高地であると記してゐる Neng-po であり、 ンポーと總稱する

るが、 トガ 推察せられる。 ためにそこへ行くとも言つてゐることから見ると、 にあるからである。土地の人はその市をニンポーという。 ことはなかつたのである。 ニンポーの町が位している。」とある。 ナ灣の向うから東北東に、それから北に走り、 岡本良知氏や A. Kammerer の援引によれば、Barros はその Da Asia (chap. 7. Liv. II,) に「それ〔全大陸の東端の ル人を歡迎した…」とある。 地方には城市なく、たゞ貧民の大村落が沿岸にあるだけで、 双嶼港から約三レグア離れた所は「霩衢所」であり、 は大中華の沿岸の殆んど半ばの位置にあり、われらのそれをリャンポー岬と稱するのは、その名の市が かう考へて來ると、 密貿易者のポルトガル人にとつて、 岬にあるといふので、勿論寧波府城ではない。 最も東方の岬に到る。そこにポルトガル人が訛つてリャンポーと云った 「リャンポーの街市」とは單に本陸の町としか解せられないことがわ 半島突端の町であらう。 われらはそれをリャンポーと訛つている。」また「コーチシ ピントー 彼らはポルトガル人に食糧を賣つて儲けたので、 寧波府城は全く緣がなく、 のいふ Cruz 「リャ の中國旅行記にも ンポー 彼は、その同國人が商賣をする の街市」とはそこであらうと 從つてそれを指稱した 「この つ リャ ح の岬角 ンポ カシ

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

ポルトガル人居留地の狀況

うになつた。 すると共に、 てゐた部落が自治に委ねられたのは是非なきことである。ピントーはその冒險航海記の第二百二十一章で、マカオと比 は地方の經濟にとつて大事な上客であり、官吏も賄賂を受けて默認せざるを得なかつた。交易のために、 較しながら次のごとく囘想してゐる。 寧波はもと日本貢船の出入口として市舶司が置かれた所である。 ポルトガル人が來市したとき、失業した沿岸の人民に歡迎されたのは盖し當然と云へよう。 倭船に對する警戒と通倭の取締は嚴重を極めたので、日本への密貿易は福建へ移り、そこから船が出るや しかし、嘉靖二年の宋素卿事件により、 彼らが居留 ポル トガル人

は、 地金であつた。 であつた。そこでは事情の明るい人の話によれば、ポルトガル人の貿易は金三コントを超え、その大部分は日本銀 それらの官職は少くとも三千クルサード、しばしばそれ以上の金で任務證を入手することになつていた。 員·孤兒管理人·度量衡檢查官·市廳書記·警察官、 ポルトガル人、 「リャンポー部落には」 陸上提督であつて、この海上ルートを往來する船舶の司令らとは獨立していた。參事會議長がおり、 インド ド以上の金を出費した。 (東南アジア)のすべての町よりもつと立派で重要であり、全アジアにおいても比類のないものであつた。 取引は二年前に始まつたが、それによつて取引の少い割に人は財産を三、四倍にもした。 または混血の婦人と結婚した者が三百人いた。二つの病院、一つの貧民救濟局があり、 即ち三千人の住民がおり、そのうち千二百人はポルトガル人で、大部分は各國の 町の收入は六千クルサードに上つた。それで一般に言はれているところでは、リャ あらゆる官吏並に四人の民事公證人、六人の司法公證人がいた。 毎年三萬クル 住民の中で、 この 裁判官· 基督教 町の長

巢喰つた中國の

私商にも大總・

千戸や直庫の

肩書をもち、 缺けてゐるのは絞首臺と罪人の晒臺だけであつたと云つたことも肯けられよう。しかもこれらの官職の任務證は三千ク 判官その他の司法職・警察官・行政官吏があり、 た船隊などから考へて、これは決して誇張の數字とは云へなからう。 挾萬衆双嶼諸港。」とある、形容にも反映してゐる當時の通商狀況、及び双嶼港掃蕩の際に焚燒盡絕され 含む千戸以上の家があり、 サード以上で讓受されたといふので、 の婦人と結婚した者が三百人ゐたといふのは中國系の住民であらう。王世貞の湖廣按察副使沈公傳に ファリヤが到着した時の記事と、この囘想記事を綜合すると、リャンポー部落には三四千クルサード 故に、 ふ至高き、 書記や公證人がマラッカへ辭令を出すときは次の書式を使用した。 且つ忠誠なる市において…」と。 住民は三千人で、千二百人はポルトガル人、 職權が甚だ安定してゐたことも推察せられる。 別に孤兒管理人・度量衡檢査官も置かれた。 ――A. Kammererのフランス語譯文より譯出、 かなり秩序だつた組織があつたので、ポルトガル人が居留 部落の自治機構は町長の外、 他は各國の西洋人であつた。 「わが國王の御名によるこのリャ 朱紈の捷報によれば、 W. A. Grootaers それによつてクルスが 議長・参事會員・裁 ポ た船敷や逸出 「許二王直 ル かっつたも ŀ ガル人や混 双嶼 ンポ 、港に ا ک 0 か

Lançarote Pereyra, 記してゐる。トリスタン・デ・ガーは、 七章に糧食をランテア船に載んでファリヤに送るとき、 イラを除いて四名ゐた。 部落の主腦者は、 ピントー第六十九章に見えるミサの説教に當つた「老齢にして名譽ある」副司祭エステヴァン・ニゲ Jeronymo de Rego と Tristão de Ga である。そのうちジェロニモ・ド・レーゴは、第六十 第七十章に、ミサが終了した後、部下を從へてファリヤを訪問し招宴した Matheus de Brito, 第六十八章にファリヤが部落に上陸の際、 それが指揮に當る彼を「カンにして權威ある碩學たる貴族」と 彼に近寄つて歡迎の辭を述べた者と

に治安確保のため、

これ位の機構を作るのは當然であらう。

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

して、 中國商人に貨物を騙取されて掠奪に出動し、 つて來た」と說明してゐる。その夜、ブリトとガーとは自分の邸宅をファリヤの宿舍に提供したとあるので、二人は同 た少女を、 邸宅内にでも住んでゐたらしい。最後に、ランサロッテ・ペレイラは後述するごとく Ponte de Lima 生れの人で、 Ì 「由緒ある商人の令嬢にして、 ゴと共に 「同地に居住の老貴族二名」と稱された。 マテウス・デ・ブリト及びトリスタン・デ・ガーのために、 部落掃蕩を招いた人である。 また第七十章の、ミサ終了の夜に催された宴會に接待し 兩親が市より伴

れば、 れる。 思われる。 精神の慰めとなつた。朱紈の捷報に、賊の建てた天妃宮十餘間を燒滅したといふ天妃宮は、敎會を含めて言つたことゝ 配教會の鐘によつて住民が集合したと見えてゐる。 部落には六・七の教會があり、聖女凈配の教會がその中心であつた。第六十六章に、ファリヤの使者が行つた時、 如何に相互扶助が盛んに爲されたかゞわかるが、ファリヤに對する一件からも、その虚言ならざることが證せら また二つの病院と一の貧民救濟局があり、每年三萬クルサード以上の出費をしたといふ。 それは部落における役割を示すもので、 日曜日には聖日が行はれて 政府の收入に比す 凈

その他全アジアの そこでゆつくりと自由に生活した。 によれば、リャンポー部落は收入が六干クルサードに上り、非常な自負を持つてゐたさうで、インド卽ち東南アシアや 以上の事實は、クルスが「ポルトガル人は取引のため、リャンポーの島々で越冬するようになつた。ポルトガル人は 部落を全くポルトガル王國の領土と思ひこんだことを現はしてゐる。 町 に類なく立派であつたと記してゐる。 ないものは絞首臺と罪人の晒臺だけであつた。」といふ記事と符合する。 殊に公證人の文書に使用する麗々しい文句は、 彼らがリャン

ポルトガル人居留地の壊滅

IJ ンポー部落の結末について、ピントーは前引冒險航海記第六十六章に「わが罪障のため中國人に破壞された。」と 第二百二十一章において、彼は更に破壞されるに至つた經緯を次のごとく報告してゐる。

その結果、一萬二千人(うち八百人はポルトガル人)のキリスト教徒が殺され、三十五の船、四十二のジャンクと共 れは神の御手の恐るべき罰であり、また神の正義のお力と云へよう。すべてのものが倒壞されて根こそぎ全滅された。 次のことを言つてもよいと思ふだけである。即ち五時間足らずの間に、名のつくものはひとつも残らなくなつた。そ それは突然な、予期しなかつたことであり、自分はそれを描寫し、それを想像することもできず、たゞ目撃者として、 Chumbim (總兵) に訴へ出て、府の副王である ao chaem (都察院?) あての Macalixau といふ人民訴狀を彼に渡 襲ひ、十二三人の農夫、その妻と彼らの子供を捕え、正當な理由もなく三十人を慘殺した。住民は總立ちとなつて、 失補塡の意味で、兇惡な怠け者のポルトガル人を十五乃至二十入驅り集め、そこから十キロ離れた Xipatom の村を ある中國人に數千クルザートを貸した。彼らは破産になつたので、商品を持逃げし返金をしなかつた。それで彼は損 した。この人は十七日間位で、百艘のジャンクと八十艘の vankan の船隊及び乘組員六萬人を調集し、 それを海道 (卽ちわが國の海將に當るもの) の引率の下に出發させた。これらの軍隊は不幸なポルトガル人居留地に殺到した。 Lançarote Pereyra といふ、ポルトガルの Ponte de Lima 生れの良家出身の立派な人がいた。彼は信用の われらの信用と名聲を臺なしにした他の同樣な大きい不幸と繋がつていた。…これは一五四二年に起つた。 この他 胡椒・白檀・丁子・肉桂・肉豆蔲の實、それから二コント半以上の金を失つた。 ない

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

---B. Figures フランス譯本より翻譯 W. Grootaers

氏校閱

になり、 出掠したことは、この浙海の寇盗と關係するものと推察せられる。ペレイラの問題とは全然違ふのである。 年に起つたとしても差支へないのと、事件が双嶼港の許兄弟の責任に歸せられた點から見て、ファリヤが沈老と南京 盗も亦發」 つてゐる。 るまいか。 ピントーはファリヤが、 この事件は、 三年後に種子島から再びそこを訪れたとき、また盛大な歡迎に接したことゝ矛盾するので信じられなからう。 記事には嘉靖癸卯二年すなはち一五四三年と標されてゐるが、それは討伐の年と讀むべきなので、 中國の記錄を見ると、日本一鑑の窮河話海卷六海市に「〔嘉靖〕癸卯、鄧獠らが閩海地方を寇掠し、 海道副使張一厚は許一許二が番に通じたせゐだとして、彼らを捕へようとしたが失敗に終つたことが ピントーによれば一五四二年に起つたとしてゐるが、それでは彼が種子島へ漂着する前に壞滅したこと 崇明島へ出掠したことゝ、ペレイラが Xipatom へ出掠したことを混淆してしまつたのではあ 窓盗は 浙海の寇 前

た。ところが利あらずして歸來して、双嶼港へも戾れないので、 きず、番夷に怨まれた。それで各地から財貨をおびきよせて、 すれば、嘉靖二十五年ころ、 思出されるのは、すでに詳述した双嶼における許兄弟の借逃げ事件であらう。 と書いてゐる。これほどの人物から莫大な財貨を借り得る私商は、 ガル人のダマン居留地の長であつたとし、海賊として一五四九年福建の海岸で逮捕され、廣東の牢獄で死ぬまで暮した Lançarote Pereyra について、ピントーは第七十章に彼を政府首腦者として擧げ、別の第百十二章には、彼をポル 許兄弟が恐れた番夷の相手が部落首腦のペレイラに擬せられ、兩方の事件內容が殆ど一致すること、年代がほ 許二らが許一の捕獲されたのと許三の喪亡のために、番夷から験出した貨物代金を償還で 番夷に强奪を嗾かし、自分もそれを騙取つて日本へ行つ 沈門らと海隅の民居を 切掠に出た、 當然、 有力な貿易業者でなければならぬが、 いま、窮河話海の海市と流逋各條を要約 とい ふのである。 それで

ゞ相應し、 双嶼港の滅亡を導く序幕となつたことも同じであつたことから、兩者は互に關連したものと認めざるを得な

い。Cruz はリャンポーの島々の自由な生活を述べた後、

賊を驅逐するため、直ちに福建において强力な艦隊を編制させた。そしてポルトガル國及び中國のすべての私商は に増大し、被害者は遂に地方長官のみならず、朝廷にまで訴え出た。朝廷は沿岸の全盗賊、特にリャンポーにいる盗 ポルトガル人と共事してゐたシナ人及び一部のポルトガル人は、常軌を脱して掠奪殺人を犯すに至り、惡事は次第

----星誠氏(原語版より)譯

と記してゐる。クルスは、双嶼港の壞滅については具體的に書かなかつたが、掃蕩されるに至つた事情はほゞ正しく傳

へたと云へよう。

賊の中に數えられた。…

らうと思はれる。 に脱出したのである。クルスは次のごとく記してゐる。 い。しかし、ピントーは生きのこつた以上、中途で疾早く逸出したはずなので、「壞滅」の結果から想像した點も多か 捕された種々の船種及び鹵獲した夥しい佛朗機銃などから推して、ポルトガル人がかなりの損害を受けたことは争へな にも天妃宮十餘間と寮屋二十餘間を燒毀し、船廠に建造中の船と港に繋留中のもの數十隻を破壞したとあり、 リャンポー部落すなはち双嶼港の壞滅に關し、ピントーは目撃者として非常に悲惨に書いてゐる。 事實は中國人私商の「大賊首」らが殆ど逃げたやうに、ポルトガル人も相當數の船が隊を成して南方 勿論、 朱紈の 擊沈 接報 拿

ポ 航した。そこでポルトガル船を發見し、戰鬪を開始した。そして絕對にポルトガル人に物資を入手せしめなかつた。 ルトガル人は、 朝廷は…福建において强力な艦隊を編制させた。…しかし、 取引の機會を得ようとして時折交戰しながら數日を過ごした。しかもこれに應ずる者がないのを見 風がリャンポーへ行くのに順でなかつたため、 漳州に

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(七五) 七五

ば、 て、 てゐないかのごとく、「普通の」商人として知らぬ顏をした。 注文どおりに、夜暗それを届けた。それより、彼らに多くの物資が入り、 八年である。 彼らはそこから出ることを決心した。 何かを送つてやろうと云つて來た。ポルト -同上星誠氏譯。なほ C. 艦隊の諸將はこれを知り、一夜ひそかに若し彼らが若干の物をよこすなら ガル人はそのメッセーヂを非常に喜び、多量の豪華な贈物を用意し、 R. Boxer のイギリス語譯をも參照した。 かくて、この方法でその年の間貿易を行なつた。 老爹たちは彼がいかにもそれに注意を向け 五.

加した。 明らかなごとく、 右によると、 クルスは別働艦隊を誤解したものである。 福建において艤裝された艦隊が、 盧鎧に召集させた福州福淸縣の兵船や漳州龍溪縣の義勇は、 風のために双嶼港へ行かなかつたやうに書いてゐるが、 命令どほり温州に集り、 双嶼港攻撃に 朱紈の捷報に

明らかに柯喬の誤りである。 皆浙海の双嶼を驅逐され南下したものなり。」と見え、 に泊しその南逸入廣の路を遏めしめた、それであると指摘された。後に矢野仁一も藤田の汪柏説を抄襲したが、これは 漳州にてポルト ガル船と接觸した艦隊につき、曾つて藤田豐八は、朱紈が双嶼港攻撃に當り、 朱紈の六報閩海捷音事に 「柯喬の呈報によれば、 籌海圖編卷之五福建倭變記にも次のごとくある。 佛狼機夷の船、 先次擔嶼に衝泊せ 副使汪柏等をして漳州 しは、

地 專備海戰。 (嘉靖二十七年) 水陸截捕。 以遏南逸入廣之路。 …六月賊攻沙頭嶴及大擔外嶼者再。柯喬禦之嚴、 三月紈以都司盧鏜帥福淸兵泊溫州之海門。 副使翁學淵駐福寧州、 愈事余**爌**駐泉州、 …以備福寧之北境。 賊乃遁去 備倭黎秀駐金門所、 海道副使柯喬統福淸兵船泊漳州、 把總孫敖駐流江。 各分信

月 双嶼港の掃蕩は四月に行はれ、 に漳州へ攻入ることは時間的に銜接する。 五月末に堵塞されたので、追はれて南下したポルトガル船が海上を暫く徘徊して後、六 「沙頭嶴及び大擔嶼を攻めること再。 柯喬これを禦ぐこと嚴しく、 賊乃ち

遁 去せり。」 とい Š のも、 ク jν ス の記事と符合してゐる。 これが双嶼港から脱出したポ IV トガ ル船隊であつたのは誤り

水路誌から見たポルトガル人の交易地

ないのである。

が當時の安針記錄を編輯したといふ水路誌(Le Grand Routier de Mer)に見えるリャンポー部分の記事によつて檢 て見よう。 最後に、 ポ IV トガ ル 人は双嶼港の外、 寧波諸島のどこに停泊越冬して交易をしたか、 Jan Huygen van linschoten

は、 美し まで伸びているのを知る。…この諸島の内、 る一小入江がある。 つの前記の Syongicam 本陸までは約三レグアあるが、その間には若干の小島が横わつている。本陸に接して西北西には モ 端は海の方に横わつている〕高い山を持つた一大島がある。そして海岸に沿つて小灣があり、そのあたりはどこでも ŀ ンスーンを防ぐ。 ガルの船は…諸島の間を航行する。先づ最初に僅かばかりの小諸島がある。 Chaposy より岩沿いに十八レグアで、ポルトガル人が貿易を行うを常としている Liampo の諸島がある。 北及び北東のモンスーンに對する良港がある。 西の側は入江になつていて、 …この島から二レグア西北西に、非常に高い山脈を持つ別の一大島があり、 こゝから海岸 諸島(…)は二十九度三分二の所にあり、このリャンポーの諸島は北の三十一度餘りの所に ―島から五レグアの―にある港の方へ行くと、Tinay と呼ぶ港がある。…これら二 中ほどに大きい高い島があり、それと陸との間には錨地があり、 卽ちシ オン その側は非常に空氣が良く清冽な水が得られる。 ジカン諸島からこちらは、水中に岩石や暗礁が横わつている。 しかしそれを過ぎると「諸島の この島の南南西側 Camocon この島の 南及び ::ポ と稱す 北 列 から ル

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(七七) 七七

寧波沿海地圖 (民國定海縣志 中華民國海圖に據る)

島は、 それと冊子・金塘・太平の諸島を距て、五レグア向 ふの本土海岸にある Tinay が、 本土に接して西北西にある入江 Camocon は岑港、 は、 節風を避けられる港は沈家門である。この島の北 論舟山本島で、その南南西にあつて北及び北東の季 違ひない。 在する島々であらう。 にぶつかる小諸島は蝦崎山・桃花山やその西側に散 思ふが確かな所は分らない。 州灣と三門灣の中間に當り、 この一節は概略圖を描いたものである。Chaposy と呼ばれた鎭海であるのは云ふまでもない。 十八レグアで双嶼港に至るといふので、ほゞ臺 位 置 • 朱家尖からニレグア西西北の一大島は 風光・入江のことから見て朱家尖に間 それを過ぎて冲に横はる一大 棚浦ではあるまいかと 双嶼港をとほつて最初 當時定海(Ting-h 勿

(七八) 七八

また潮流や海流は激しく流れ、

卽ち水の三分の一は

散じ三分の一は生ずるので、…よく觀察して渡るべ

-中村孝志氏(原語版より)譯

きである。

から西方に向つては、…海面下に常に淺瀬や石があり、(北風を避けて越冬する島(=舟山本島)の) 盡きる水路まで 外海よりこの小島まではすべて美しく障害がないが、そこから別の北方の島(=普陀山)の岬に向つて、またこの二島 その中央部には小灣があり、灣の內部は切削いだ岩根で、…大島からゴテリング砲約一射程位離れている。……〔下略〕 を本土の方に、 がつている。…(北風を避けて)越冬するこの島から諸島の間をとおつて、北北東に伸びる一水路があり、若干の びはじめると、それは一の突出した岬を形づくつている。この岬に至る前に低くて長く伸びた小島 この島から半レグア北に、 南風を避けて冬籠りの〔できる〕島(=朱家尖)を(即ち小島或は絕壁の泊地から)冲の方に走り、…島が東の方に伸 他の島を冲の方に殘して分ける。…… 東方に伸びている他の大きな高い島(=普陀山)が現われる。…【兩者の間の】 (=石峒山) 水路は、 がある。

水礁である。 月內、大魚揚鬚鼓鬣、千百成群來會於此、礁之下急湍有聲、 …。」とある蓮花洋である。 石峒山であらう。 先づ南風を避ける朱家尖の岬の手前に低く長い小島は、讀史方輿紀要に「石峰崛起、潮汐環流、亦名十六門山。」 海面下に淺瀬や石のある所は、普陀志に「倭夷入貢、見大士靈異、欲載歸國、海生鐵蓮花、 また若干の島を本陸の方に、他の島を冲の方に残して分ける一水路は、「土人言 震蕩可畏。」と、寧波府志に記されてゐる香火礁、又の名分 舟不能行

これにつゞき、水路誌は、

る。それは五レグアの長さで、北北東及び南南西の同方向の上にある。この島には惡い人が澤山住んでゐる。この大 この前記の (北風を避けて越冬する)島 (=沈家門) から五レグア進むと、同じ方向に別の大きな高い島の始端があ

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

(七九) 七中

ポ

ルト

ガ

ル船が沈没した。

島の南端から東方カル 1 砲 射程に、水面下に隱された岩礁或は石洲があつて、そこで曾て胡椒と香料を積んだ一

であらう。 たらしいので、 といる一 節がある。 康熙寧波府志の定海縣境圖にもひとつゞきの長い島として描かれた岱山・ 寧波諸島には五レグアに上る島はないが、水路誌の文は同じ擴がりの上に伸びた一連の島 秀山・ 長白山を指稱し 々を云つ

こゝで、水路誌の文章はまた元に逆戾りして、次のごとく沈家門から始まる。

院島の の島の最後のものにつどく五レグアの大島(=舟山本島)がある。そして、この島から冲の方には、 伸びている列島の一である)。 ラ島、 緯度と双嶼からの距離とから、ワレラ島が普陀山を指すことは疑はない。 の Ilha de Varella この大島 節は、 南端 この島の水路の入口 一大島(=朱家尖?)があり、…ワレラ島の、また水路の入口(それは冲に向つて東方に伸びている) 即ち中國寺院島は三十度餘の處にあり、 から冲の方には、 本土の側 (=朱家尖)の岬から北東に三レグアで、更に別の大きい高い島(=普陀山)がある(それは列をなして冲に へ延びてゐる長さ五レグアの大島や、 (卽ち標或は記號の島)と呼ばれる。 (即ちワレラ島の脚下) 互に接近した一 そこには、壮大で優美な建造物である一寺院が建つている。そこはポルトガル人から 列の東西に伸びている三小島がある。 前述のシオンジカン諸島から八レグア距つている。 に砂濱のある入江があり、それはよい錨地である。 冲の方にある岩礁の延びた、 この島の前、本土の側に二三の小島と(陸の方から)こ 中略の「ワレラのこの島すなわち中國寺 これらの小島は同じくワレラと呼ば 他の 一大島が少し曖昧である 岩礁の伸びている 〔中略〕 このワ は到る處深

他

れ

その側に水路が認められる。」といふのは落伽山である。

康熙寧波府志に「東普陀山…縱橫各十里、

周遭四十餘里

が、

…分之、山有十: …按茶山地最濶、 中多溪澗。 …明倭奴曾盤據於此。」と見えるので、ポルトガル人もよく停泊したに

違ひなからう。

ばしばやつて來て商賣をする。 多くの住民や商人が住みかつ往來する一大河(=角江)に近接している。 このレピョンの港に Iaponen(日本人)がし …この島の終端に、 オンジカン諸島から十一二レグア進むと、非常に大きい高い島々(=舟山列島)があり、これは互に接近している。 相接した二島があり、兩者の間の水路に Lepion といふ非常によい避難所で錨地がある。それは

河口といふのは鎭海である。 來するやうになつたのは、双嶼港が壊滅した後なので、前の部分とは違つた時代の資料を接合はしたと見ねばならぬ 金塘之外障、…港門寬濶可以泊舟。 舟山本島の北端に相接した二島は冊子島と金塘島で、Lepion は瀝表港である。康熙寧波府志には「離縣約百里、 爲 水路誌の「瀝表」は「瀝港」を含めて云つた疑ひもあり、瀝港まで航行し、鎭海へ貿易に往 明王直作亂、結巢於此。」と記してゐる。多くの住民が住み、 商人が往來した甬江の

註

1 矢野仁一氏の支那近代外國關係研究の第六章「ポルトガル人の浙江に於ける通商殖民に就て」は、漢籍文献では殆んど豐田論文 を Volpicelli のイギリス語譯本によつて利用したのも、大切なところで日本語に直し違つてゐる。補正すべき所が多い。 浙海の私商の問題を最も早く漢籍文献によつて論じたのは、藤田豐八の葡萄牙人澳門占據に至るまでの諸問題の五「寧波に於け ことからも分るやうに、ある種の先入觀念にとらはれたため、そこから來るこぢつけが散見したのは殘念であつた。 る葡萄牙人及び其所謂居留地、 次に陳懋恒氏の「明代倭冦考略」は籌海圖編を中心に整理したもので、資料を鵜吞にして記錄の誤を常にそのまゝ踏襲し、 西洋人の記錄をヨリ多く引用したが、それを比較對照して事實を發見するに至らなかつた。特に題目に「殖民」とある 其の來航及び被驅年代」である。概觀的なのもので、日本一鑑の文を誤讀憶改し、Cruz 旅行記

(八 一

八一

2 ポルトガルの中國來航に關する西洋人の研究は Ljungstedt の A Historical Sketch of the Portuguese Settlement in China, 1836, Boston をはじめ、Volpicelli や Jesus 及び F. Ch. Danvers ら多くの論者が扱つてゐる。近くは Kammerer かも日本一鑑を見落してをり、研究とは稱し得ないやうである。

と云つても肝腎な漢籍文献の活用が不十分で、文献批判も足りない。 來航したポルトガル人らの漠然たる僅かな記錄だけに頼つ 1944, Leiden(十六世紀におけるポルトガル人による中國の發見)では、過去の研究を總括的に述べてゐる。しかし、彼らは何 S La Découverte de La Chine par les Portugais au XVIème et siecle et La Cartographie der Portulans,

ては、如何なる問題についても成果を期しがたいのは當然である。 なほ、この節を草するに當り、岡本良知氏は帆刈正太氏に Pinto 航海記の譯業のあることをお教へ下され、帆刈家の御遺族

Linschoten の水路志を、それぞれポルトガル語・オランダ語原典から翻譯していたゞき、グロータス神父には Kammerer き、すべて私が利用者の立場から、日本語譯とイギリス語譯とを參照して整理をしたので、若し誤があれば、それは私の責任で 論文とそこに引用された文章の譯稿の校閱を煩はした。諸氏の御好意に對し、衷心御禮を申上げる。たゞ、譯稿は中村氏のを除 には故人の譯稿の無條件提供を受けた。また、東京外語大學の星誠教授は Cruz の中國旅行記、天理大學の中村孝志教授は

た該校文學院の楊雲萍教授をはじめ、 本稿の上は一九六一年春渡臺の際、臺灣大學史學會が私のために催された三月二十日の講演會において講演したもの。御世話になつ 沈剛伯院長、劉宗綋會長の御親切に感謝の意を表する。